令和4年3月9日 政策経営部情報システム課

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び 提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

行政運営の効率化及び区民の利便性向上の観点から、地方公共団体が独自に個人番号を利活用する独自事務及び特定個人情報の利用範囲を拡充するとともに規定の整備を行うため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 執行機関内において特定個人情報を利用することができる事務として 新たに心身障害者の医療費の助成に関する事務を追加する。(別表第1、 別表第2関係)
- (2)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律」の一部改正に伴い、引用条文の改正(号ずれへの対応)を行う。(第 1条、第5条関係)

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和4年6月1日から施行する。ただし、第1条、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

現行

改正案

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法<u>第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条~第4条 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法<u>第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関		事務
(略)		
8	区長	身体障害者に対する福祉電話料金の
		助成に関する事務であって規則で定
		めるもの
9~	25	(略)

別表第2(第4条関係)

執行機	事務	特定個人情報				
関						
(略)						
2 3	身体障害	障害者関係情報、地方税関係情				

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法<u>第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条~第4条 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法<u>第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
(略)	
8 区長	身体障害者に対する福祉電話料金の
	助成に関する事務であって規則で定
	めるもの
9 区長	心身障害者の医療費の助成に関する
	条例(昭和49年東京都条例第20
	号) による医療費の助成に関する事
	務であって規則で定めるもの
$10 \sim 26$	(略)

別表第2(第4条関係)

執行機	事務	特定個人情報
関		
(略)		
2 3	身体障害	障害者関係情報、地方税関係情

区長者に対す報、障害者の日常生活及び社会	区長者に対す報、障害者の日常生活及び社会
話料金のの法律による療養介護若しく	
助成に関は施設入所支援に関する情報	
する事務又は老人福祉法による福祉の	
であって措置に関する情報であって規	
規則で定則で定めるもの	規則で定則で定めるもの
めるもの	
	0 4 2 点阵字地十沿眼底棒却 阵字老不口带
	2 4 心身障害地方税関係情報、障害者の日常
	区長 者の医療生活及び社会生活を総合的に #の時代に対するためのは #による
	費の助成支援するための法律による自
	に関する立支援給付の支給に関する情
	条例によ報、児童福祉法による障害児入
	る医療費所支援に関する情報、障害者関
	の助成に係情報、生活保護関係情報、外
	関する事国人生活保護関係情報、中国残
	務であっ留邦人等支援給付等関係情報
	て規則で又は障害者の日常生活及び社
	定めるも会生活を総合的に支援するた
	の めの法律第7条に規定する他
	の法令により行われる給付の
	支給に関する情報であって規
	則で定めるもの
<u>24</u> ~ (略) (略)	<u>25</u> ∼ (略) (略)
5 4	5 5
別表第3 (略)	別表第3 (略)
	附則
	この条例は、令和4年6月1日から施行する。
	ただし、第1条及び第5条の改正規定は、公布
	の日から施行する。